

# 1. 都市計画マスタープランの役割



# 1 都市計画マスタープランの役割

## 1-1 都市計画マスタープランの役割

○都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に、住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針等を総合的に定めるもの

○目標年次は、おおむね 20 年後

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、農林漁業との調和を図りながら、健康で文化的な都市生活、機能的な都市活動及び合理的な土地利用の確保を図ることを基本理念としています。

都市計画マスタープランは、道路・公園等の都市施設の整備に関する施策のほか、環境との共生や福祉への配慮など、各種の今日的課題への対応に関する施策を含めた都市計画の基本方針を総合的に定めるものです。都市計画法においては「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（第 18 条の 2）として規定され、館山市総合計画と都市計画区域マスタープラン（千葉県策定の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」）に即して定める必要があります。

都市計画マスタープランに示された基本方針は、具体的な都市計画（地域地区、都市施設、地区計画など）の決定と、その都市計画に基づく都市計画事業や開発・建築の規制誘導などを通じて実現されることとなります。

本市においては、人口減少・少子高齢化に伴い、効率的な財政運営の下で住民意識の多様化に対応した都市行政の実践が求められています。そのためには、「今ある都市、今ある暮らし」の維持を都市施策の根底に置き、質を高めるための工夫を凝らし、協働によるまちづくりを行っていく必要があります。

都市計画マスタープランは、住民と行政が都市づくり・地域づくりの課題を共有し、将来都市像の実現に向けた協働作業を行っていくための指針となるものです。

なお、本都市計画マスタープランの目標年次は、おおむね 20 年後とします。

# 1 新しい都市計画マスタープランの役割

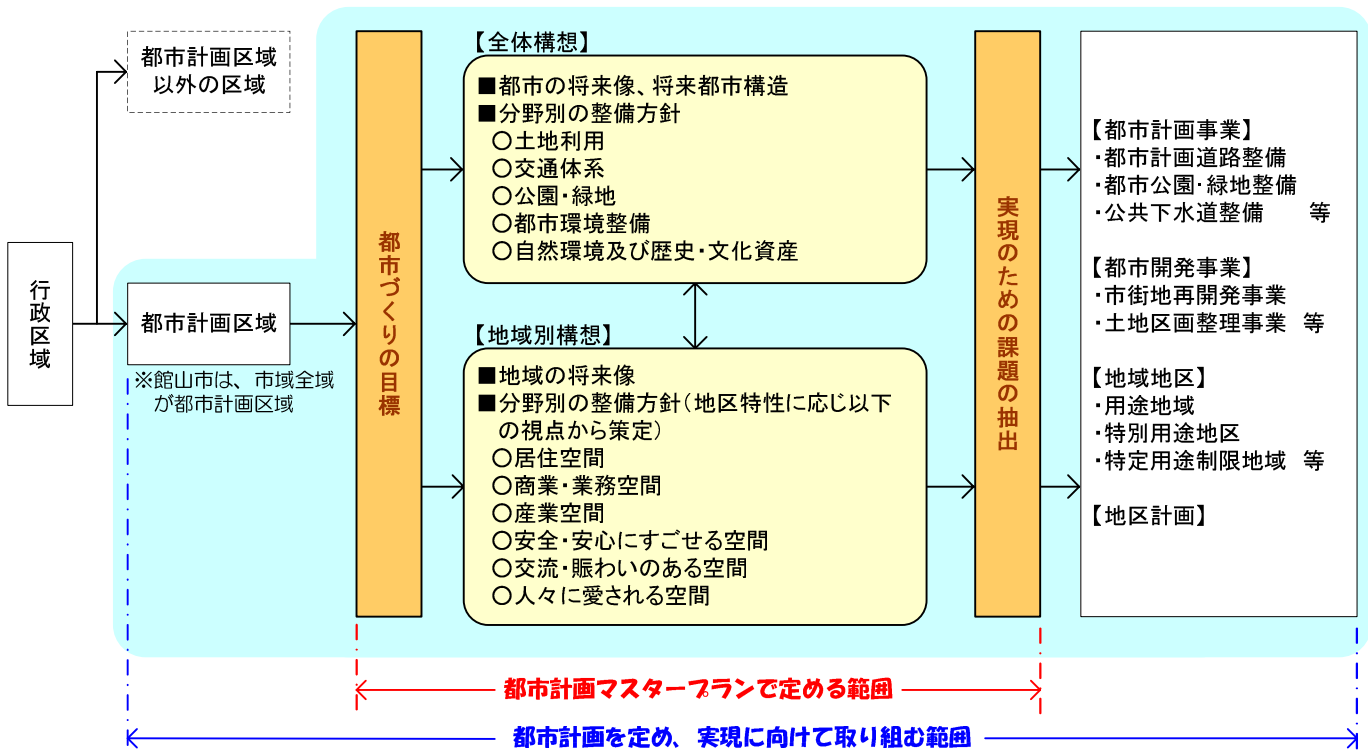


図 1-1-1 都市計画マスタープランに定める内容

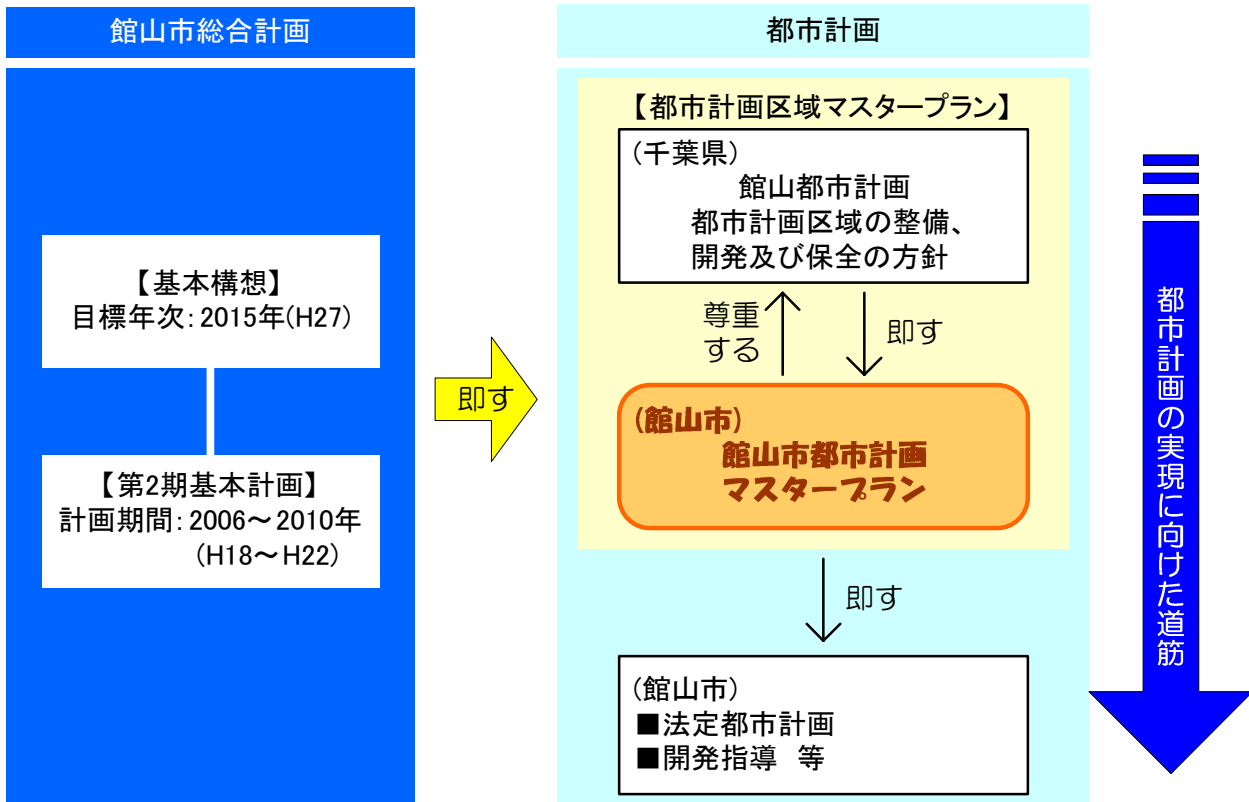


図 1-1-2 都市計画マスタープランの位置づけ